

# 山口県報

平成17年  
5月6日  
(金曜日)

## 目次

告示

国土調査の指定(地域政策課).....一  
 新たに生じた土地の確認の届出(二件)(市町村課).....一  
 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二  
 保安林予定森林(森林整備課).....二  
 山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三  
 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三  
 道路の位置の指定(建築指導課).....四  
 歳入の収納の事務の委託(会計課).....四  
 公告

契約の締結(管財課).....四  
 平成十七年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....五  
 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....五  
 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....六  
 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....六  
 大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課).....七  
 土地改良区役員の届出(農村整備課).....七  
 契約の締結(監理課).....九  
 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....〇  
 人委公告

平成十七年度山口県職員採用上級試験の実施.....〇  
 平成十七年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施.....三  
 平成十七年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施.....五



### 山口県告示第二百九十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 地籍調査を行う者の名称

平生町

二 調査地域

熊毛郡平生町大字平生村

三 調査期間

平成十七年五月六日から平成十八年三月三十一日まで

四 指定の年月日

平成十七年五月六日

### 山口県告示第二百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九條の五第一項の規定により、大島町長から大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年一月二十四日確認した旨の届出があった。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

玖珂郡大島町大字遠崎字沖ノ前三一四の三から同字三一四の一までに沿接する一般国道一八八号地先公有水面で、次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ昭和六十二年秋分の満潮位(+三・二二メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地四八八・〇五平方メートル

1の地点 柳井港東防波堤灯台に設置した基準点(北緯三三度五七分〇九・二三七秒

東経一三三度〇八分一一・〇六九秒)から五三度〇六分七三七・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一九六度三〇分二二・〇〇メートルの地点

- 3の地点 2の地点から二六一度一九・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一九八度三〇分二・六五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八八度三〇分九・五〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一八八度三〇分二二・三〇メートルの地点

山口県告示第二百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、平生町長から平生町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年三月二十二日確認した旨の届出があった。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

熊毛郡平生町大字佐賀字オケ原三〇六一の三から同大字字除地二九五五の二に沿接する県道光上関線に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から22の地点までを順次結んだ線及び1の地点と22の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D.L. + 二・七一メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一、四八一・七〇平方メートル

- 1の地点 熊毛郡平生町大字曾根字下伊木須の伊木須三等三角点（北緯三三度五五分〇一・四五三秒東経一三三度〇四分〇五・〇四七秒）から一六七度一四二分二六秒一、三二七・四五メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九七度四六分五八秒七六・六二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から九七度五三分〇八秒一〇・一五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九六度一三分一六秒一〇・一五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九三度四七分四二秒八・二九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九〇度一分一秒八・三〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八七度〇七分一九秒六・四一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から八二度五三分一〇秒六・四八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から七九度二四分四二秒六・三〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から七六度四分四二秒六・〇三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から七三度五〇分四四秒一〇・三三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から七一度二分一秒一〇・一六メートルの地点
- 13の地点 12の地点から七〇度二分〇四秒一五・〇二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から七一度三分三五秒一一・九〇メートルの地点

- 15の地点 14の地点から七四度〇〇分五三秒一二・五八メートルの地点
- 16の地点 15の地点から七九度〇一分二七秒一二・四三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から八四度四〇分四九秒六・五七メートルの地点
- 18の地点 17の地点から八九度〇九分五四秒九・八八メートルの地点
- 19の地点 18の地点から九五度二分一九秒九・八四メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一〇一度〇一分一五秒九・六〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一〇五度三分三〇秒六・一七メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二三度五二分二秒三・七二メートルの地点

山口県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
豊浦郡豊北町土地改良区	平成一七、四、一八
豊浦郡豊北町農地開発土地改良区	" "
阿東町土地改良区	" "

山口県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 下関市豊田町大字李路字京ヶ岳三〇七の一、三一二の四、三一二の六、三一一の二、三一一の三、三一一の四、字板ヶ谷三二五の二
  - 美祢郡美東町大字長登字茅ヶ葉山一四二の二（次の図に示す部分に限る。）
  - 美祢郡秋芳町大字嘉万字大葉山四四七、四五一の一、四五三の一、四五四、四五五の一、四五七、四五八、字大本六八二から六八四まで、六八六、六八九の一から六八

九の三まで、六九一から六九四まで、五三八三、字土車六九五、七〇一、七〇四、七〇九の一、字長迫一〇七八の一、一〇七八の二、一〇七九の三、一〇七九の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路子字京ヶ岳三一四の一・字坂ヶ谷三一五の二(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字李路子字大場山七三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字李路子字大場山七三三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部

森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

山陽都市計画下水道事業宇部市公共下水道

三 事業施行期間

平成七年二月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市大字船木及び大字東万倉

### 山口県告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

和木町

二 都市計画事業の種類及び名称

岩国都市計画下水道事業和木町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年五月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木四丁目、和木五丁目、和木六丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、関ヶ浜一丁目、関ヶ浜二丁目、瀬

田四丁目及び大字瀬田

山口県告示第二百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 長門市東深川字榎田二三九七の一	幅 (メートル)員 四・〇〇四・五	延 (メートル)長 六五・九	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二八一・〇〇
---------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------------------

山口県告示第二百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。  
歳入の収納の事務の委託に関する告示（平成十五年山口県告示第二百七号）は、廃止する。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
  - 県営住宅家賃
  - 改良住宅家賃
  - 特定公共賃貸住宅家賃
  - 県営住宅駐車場使用料
  - 改良住宅駐車場使用料
  - 特定公共賃貸住宅駐車場使用料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
  - 山口県住宅供給公社

山口市大字後河原一五〇の一



(二四九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部管財課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
電気 千百二十万キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十七年三月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）  
一億六千三百五十七万二千二百一十七円
- 七 入札公告日  
平成十七年二月四日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格

(二五〇) 平成十七年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)(第四十一条の規定により、平成十七年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成一七、七、九	午前九時	山口市大字吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館
"	八、二一	岩国市民会館
"	九、一八	下関市菊川ふれあい会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

受けようとする試験の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする試験の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地在を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては四千円、その他の者にあつては五千三百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五一) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)(第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。))を次のとおり実施します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 日時及び場所

日	時	場 所
平成一七、七、五	午後零時三〇分	山口県萩総合庁舎
"	"	美祿市民会館
"	午後一時	山口県岩国総合庁舎
"	午後一時二〇分	下関市立豊田図書館
"	午後一時	山口県田布施農林事務所
"	八	周南市総合スポーツセンター
"	一一 午後零時三〇分	山口市大字吉敷三三二五の一 山口県総合保健会館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成十七年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)



四 狩猟免許更新申請書等の提出先  
住所地を所管する農林事務所  
提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについでに医師の診断書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウエスタまるき大内店

所在地 山口市大字大内御堀一八三八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社丸喜

山陽小野田市大字西高泊六八〇の七

代表者の氏名 木谷 修

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称 有限会社げんき	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称 有限会社げんき
大規模小売店舗において小売業者の住所	大規模小売店舗において小売業者の住所 有限会社朝日化学	大規模小売店舗において小売業者の住所 有限会社朝日化学
大規模小売店舗において小売業者の氏名	大規模小売店舗において小売業者の氏名 有限会社朝日化学	大規模小売店舗において小売業者の氏名 志賀 博彦

四 届出年月日

平成十七年四月四日

五 変更年月日

平成十五年十二月五日

(二五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十二月三日山口県公告(七六二)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年五月六日から同年六月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店

所在地 柳井市大字古開作六六四の一七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十六年十二月十日山口県公告(七七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年五月六日から同年六月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ防府店  
所在地 防府市高倉一丁目三番三三号

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(二五五) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年五月六日から同年九月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ママポートダイイチ店  
所在地 宇部市若宮町七番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社都商事 所 代表者の氏名 福島 眞司

住所 神戸市中央区三宮町一丁目九番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
	株式会社アジスショッピングプラザ	午後一〇時	午後二時

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社野村	株式会社小野田ミート	株式会社山口ケーエフミート	有限会社かね政
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"

四 届出年月日

平成十七年三月三十一日

五 変更年月日

平成十七年四月一日

(二五六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住 所

下関市安岡土地改良区	理事	梶山 正美	下関市大字蒲生野四五の一
"	監事	高見 豊	" 二八一
"	理事	有光 三美	安岡町六丁目七番二三号
"	理事	高村 寛	安岡町四丁目二番一五号
"	理事	新谷 昌幸	横野町二丁目二番二三号
"	理事	林 秀幸	大字福江三二六
"	理事	福本 壽	九九五
"	理事	秋山 清美	一六〇九

旭村佐々並土地改良区	理	事	山本 恒光	萩市大字佐々並三三九
山口市川西土地改良区	理	事	安藤 豊春	山口市大字深溝一〇九八
下関市王司土地改良区	理	事	河内 安信	大字真光一三三六の一
	監	事	宮田 康男	大字真光一九六二の三
	監	事	張光 貢義	大字山田四一
	監	事	村上 芳彦	大字山田四一
	監	事	池田 直樹	王司神田四丁目一番二〇号
	監	事	藤津 雅彦	大字山田四一
	監	事	原田 昭雄	大字山田四一
	監	事	山田 昌治	大字山田四一
	監	事	原 芳正	大字山田四一
	監	事	中川 武	大字山田四一
	監	事	信永 和明	大字山田四一
	監	事	武田 勝男	大字山田四一
	監	事	村田 恒實	大字山田四一
	監	事	清水 和衛	大字山田四一
	監	事	井上 陽雄	大字山田四一
	監	事	長尾 誠	大字山田四一
	監	事	長富 英夫	大字山田四一
	監	事	國吉 享行	大字山田四一
	監	事	矢儀 和久	大字山田四一
	監	事	河端 信之	大字山田四一
	監	事	浅川 寛信	大字山田四一
	監	事	藏岡 明弘	大字山田四一
	監	事	田邊 隆司	大字山田四一
	監	事	藤永 幸作	大字山田四一

下松土地改良区	理	事	松村 文雄	下松市清瀬町一丁目一番三〇号
厚狭郡山陽町赤川土地改良区	監	事	村田 榮一	山陽小野田市大字鴨庄一九五の一
玖珂郡由宇町由宇土地改良区	理	事	矢野 照信	玖珂郡由宇町三八〇一
	監	事	保木 秀男	大字厚狭五八二九
	監	事	藤森 孝夫	大字厚狭五八二九
	監	事	貞中 哲一	大字厚狭五八二九
	監	事	山重 裕保	大字厚狭五八二九
	監	事	向井 槌生	大字厚狭五八二九
	監	事	松村 正勝	大字厚狭五八二九
	監	事	山近 武志	大字厚狭五八二九
	監	事	重岡 幸三	大字厚狭五八二九
	監	事	守田 敦美	大字厚狭五八二九
下関市安岡土地改良区	理	事	福田 又作	下関市安岡町七丁目七番三三三
	監	事	有光 三美	安岡町六丁目七番二三三
	監	事	塩田 澄男	富任町五丁目六番二七号
	監	事	中村 好昭	大字福江一三三九



下関市王司土地改良区	豊浦郡豊北町農地開発土地改良区	旭村佐々並土地改良区
理	理	理
事	事	事
三原 定	吉野 正芳	山本 恒光
金田 恒	清水 新一	光田 英彦
徳永 照	廣江 哲雄	片山 保夫
中森 望	中野 政美	佐々木隆典
三原 琢磨	新高 昌幸	井上 善治
田村 正人	高見 輝夫	田上 善治
張光 貢義	藤本 修	矢田部洋治
香野 昌司	大和 教	藤谷 芳久
濱田 寛	大市 英壽	大石 博英
池田 直樹	梶栗町五丁目六番一六号	山田 繁樹
山本 恒光	大字福江四一二	山下 太士
萩市大字佐々並二二九	大字蒲生野八六四	小林 廣海
六六五	大字延行二五六	
一四五五	大字蒲生野二八一	
二六三一	横野町二丁目二番三三三	
三一一四	大字有富二一八	
四四一八の二	大字蒲生野一〇九二	
五二五四の二	大字福江一八二三	
三七七七	豊北町大字神田上四九〇七の	
四一五四	赤池町八番二五号	
一八九〇	大字貞光一七五二	
一九〇の一	王司神田三丁目五番四号	
四四九	一三八八	
	大字山田四一〇	
	熊野町一丁目三番八号	
	大字貞光四八二	
	一〇六七	
	大字山田八五九の一	
	王司神田四丁目一番二〇号	

厚狭郡山陽町赤川土地改良区	山本 俊夫	一九三三の一
玖珂郡由宇町由宇土地改良区	長谷川 誠	山陽小野田市大字鴨庄一〇五四
	山本 信義	大字厚狭五七六一
	中上 眞澄	玖珂郡由宇町大字神東三三四六
	兼光 賜	四八〇二の三
	藤森 孝夫	三〇二
	貞中 哲一	三〇八七
	梅岡 彰蔵	四五〇一
	保木 秀男	六七六五の一
	浴村 亮	大字神東一八六三
	山近 武志	一一七三
	植田 恒生	由宇崎六番五号
	松中 悟	大字神東一三〇五の三

(二五七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
土木建築部監理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量  
土木設計積算システム装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十七年三月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
- 六 落札金額  
三千六百二十八万八千円
- 七 入札公告日

平成十七年二月四日  
八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(二五八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字千崎字西ヶ迫、字西ヶ迫一及び字池ヶ浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目二番一九号  
東濃地所株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字宿井字久国

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字宿井五一三番地  
株式会社朝日製作所

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字若浜

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市柳井津三三二番地四  
有限会社クボタ

公告

平成十七年度山口県職員採用上級試験の実施

平成十七年度山口県職員採用上級試験を次のとおり実施します。

平成十七年五月六日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関における一般行政事務
警察事務	五人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	四人程度	知事部局(主として土木建設部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局(主として農林部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
獣医師	七人程度	知事部局(主として環境生活部、健康福祉部及び農林部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、農林事務所等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等及びと畜検査等の専門業務並びに家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局(主として畜産部)の各課及び出先機関(畜産試験場等)における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局(主として水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
電気	一人程度	知事部局(主として土木建設部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	二人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務



衛生監視	三人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
研究員(電子)	一人程度	知事部局の出先機関(産業技術センター)における電子に関する研究開発、技術支援等の専門業務
研究員(食品)	一人程度	知事部局の出先機関(産業技術センター)における食品に関する研究開発、技術支援等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十一年四月二日から昭和五十九年四月一日まで(獣医師の試験職種にあつては、昭和四十九年四月二日から昭和五十七年四月一日まで)に生まれた者又は昭和五十九年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者若しくは平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、獣医師、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 獣医師

獣医師の免許を有する者又は平成十八年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第五十七回獣医師国家試験(平成十八年春季実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者

2 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者

3 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の指定した食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者(電気及び研究員の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式(研究員の試験職種にあつては、記述式)により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成十七年六月二十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市大字吉田一六七番地の一 山口大学共通教育本館
東京都	東京都千代田区富士見二丁目一七番一号 法政大学富士見校舎
大阪府	大阪市旭区中宮五丁目一六番二九号 大阪工大摂南大学創立六十周年記念館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力に

ついて試験を行います。

(2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十七年七月下旬から同年八月月上旬までの間に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察事務の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察事務以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十七年七月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十七年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

平成十七年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万七百元が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「上級受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十七年五月十三日(金曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十七年六月三日までの消印のあるものに限りま

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。



2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
 平成十七年五月十三日(金曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五時まで  
 九 その他  
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 教育心理学 応用心理学 社会調査 統計学
土木	数学 物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 材料 施工 都市計画 土木計画 農業概論 栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 家政学 原論 被服学 食物学 住居学 家庭管理 保健衛生学 家畜解剖学 家畜生理学 家畜薬理学 家畜内科学 家畜外科学 家畜寄生虫病学 家畜微生物学 家畜伝染病学 家畜繁殖学 家畜公衆衛生学 家畜衛生学 畜産一般
獣医師	家畜繁殖学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理
畜産	水産学通論 漁政 水産生物学 水産海洋学 水産物理学 水産化学 水産資源学 水産増殖学 漁業学 水産利用学 水産経済
水産	水産学通論 漁政 水産生物学 水産海洋学 水産物理学 水産化学 水産資源学 水産増殖学 漁業学 水産利用学 水産経済
電気	数学 物理 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気材料 電子工学 電力工学 通信工学
化学	数学 物理 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 無機工業化学 有機工業化学 化学工学
衛生薬学	物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学
衛生監視	微生物学 食品製造学 無機化学 有機化学 食品化学 公衆衛生学
研究員(電子)	電磁気学 電気・電子回路 制御工学 通信工学 情報処理学 信号処理学 計測工学 電子材料
研究員(食品)	食品化学 食品製造学 生物工学 微生物学 生物学 生化学 農芸化学

公告

平成十七年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施  
 平成十七年度警察官(男性)採用(A)共同試験を次のとおり実施します。  
 平成十七年五月六日  
 山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

区分	都府県名	採用予定人員
一般	山口県	七十二人程度
	東京都 大阪府 兵庫県	それぞれ三人程度
武道指導	山口県	一人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十一年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

なお、武道指導については、次の資格要件のいずれかを併せ有する者に限りま

す。  
 1 柔道の段位が二段以上の者で、財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

2 剣道の段位が三段以上の者で、財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績

を上げたもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十七年七月十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市大字吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 胸囲 七八センチメートル以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 正常であること。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

(4) 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十七年七月下旬から同八月月上旬までの間に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。



七 合格者の発表

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十七年七月二十日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十七年八月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十七年八月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成十七年十一月下旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に記載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十九万五千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはつたあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封して下さい。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きして下さい。

2 志望都府県名を第二志望まで記入できます(武道指導を除く)。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成十七年五月十三日(金曜日)から同年六月十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十七年五月十三日(金曜日)午前九時から同年六月三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

公 告

平成十七年度山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施

平成十七年度山口県警察官(女性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成十七年五月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十一年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十七年七月十日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

山口市大字吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。  
なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十七年七月下旬から同年八月上旬までの間に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成十七年七月二十日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成十七年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

- (二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡查に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

- (三) 給与は、原則として月額十九万五千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成十七年五月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一

番一号(郵便番号七五三一八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

- (二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

- (三) 受付の期間及び時間

平成十七年五月十三日(金曜日)から同年六月十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十七年六月十日までの消印のあるものに限りま

- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十七年五月十三日(金曜日)午前九時から同年六月三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

平成十七年五月六日印刷  
平成十七年五月六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）